

改正

平成20年2月6日告示第32号

平成24年2月7日告示第32号

焼津市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱

がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和54年焼津市告示第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、市民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助の対象及び補助額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象	補助額
移転事業を行う者の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）附属第Ⅱ編第1章16－（12）－③がけ地近接等危険住宅移転事業において、1. 定義の2の一に規定する危険住宅（以下この表において「危険住宅」という。）の除却等に要する経費	当該要した経費とし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章16－（12）－③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等の表16－（12）－1（以下この表において「別表」という。）に規定する除却等費の補助限度額との均衡を考慮して別に定める額を限度とする。
移転事業を行う者が危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に要する経費	当該要した経費とし、建物、土地及び敷地造成の区分に応じ、それぞれ別表に規定する建物助成費の特殊土壌地帯等の補助限度額との均衡を考慮して別に定める額を限度とする。

（補助金の交付申請及び決定）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）危険住宅及び移転先位置図
- （2）危険住宅の配地図及び平面図
- （3）がけの断面図
- （4）危険住宅の土地及び建物登記簿謄本
- （5）危険住宅の除却費の見積書
- （6）融資証明書（第2号様式）
- （7）住宅等調書（第3号様式）
- （8）誓約書（第4号様式）
- （9）危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合にあつては、所有者の同意書（第5号様式）
- （10）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第4条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、移転事業の内容を変更

しようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事項が該当する前条第1項各号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定の内容を変更し、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付決定変更通知書(第8号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第5条 補助対象者は、移転事業に着手するときは、がけ地近接危険住宅移転事業着手届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、移転事業を完了したときは、がけ地近接危険住宅移転事業完了届（第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の土地及び建物登記簿謄本
- (2) 除却費の領収書
- (3) 貸付金残高証明書（第11号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の決定)

第6条 市長は、前条第2項の完了届を受理したときは、その内容を審査し、現地調査を行い、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金確定通知書（第12号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、補助金確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定内容又はそれに付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他焼津市補助金等交付規則又はこの要綱に違反したとき。

(標識の設置)

第9条 市長は、移転事業が完了したときは、危険住宅の跡地の見やすい場所に標識を設置するものとする。

(報告及び検査)

第10条 市長は、補助金交付後必要があるときは、補助対象者に対し報告を求め、又は検査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年2月6日告示第32号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年2月7日告示第32号）

この告示は、公示の日から施行する。